

令和5年第3回  
利根町議会定例会会議録 第2号

令和5年9月6日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	山崎敬子君	6番	新井邦弘君
2番	本谷孝君	7番	船川京子君
3番	佐藤眞一君	8番	井原正光君
4番	峯山典明君	9番	五十嵐辰雄君
5番	石井公一郎君	11番	大越勇一君

1. 欠席議員

10番 山崎誠一郎君

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	大越達也君
政 策 企 画 課	長	布袋哲朗君
財 政 課	長	蜂谷忠義君
防 災 危 機 管 理 課	長	亀谷英一君
税 務 課	長	鈴木壮君
住 民 課	長	永田幸夫君
福 祉 課	長	服部豊君
子 育 て 支 援 課	長	松永重生君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		勝村健君
生 活 環 境 課	長	飯島弘君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		松本浩睦君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大越聖之君
建 設 課	長	大越正博君
ま ち 未 来 創 造 課	長	清水敬子君
会 計 課	長	本谷幸洋君
学 校 教 育 課	長	中村寛之君
生 涯 学 習 課	長	弓削紀之君

指 導 課 長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	辰 尾 尚 美
書	齋 藤 リ マ

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 2 号

令和5年9月6日（水曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

追加日程第1 地方消費税等調査特別委員会設置の動議

日程第1 一般質問

---

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。10番山崎誠一郎議員から所用のため欠席という届出がありました。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 井原でございます。消費税等の調査特別委員会の設置の動議を提出いたします。

○議長（大越勇一君） 賛成する方いらっしゃいますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大越勇一君） 所定の賛成者がありましたので、この動議は成立しました。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決します。

---

○議長（大越勇一君） 8番井原正光君。趣旨説明をお願いいたします。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 皆さんおはようございます。皆さん方も新聞で御承知だと思いますけれども、利根町の診療所における消費税等の無申告の記事が載りました。そういうことで、私は今回、消費税等の調査特別委員会の設置の動議を提出するものであります。

議案第45号、国民健康特別会計、施設勘定補正予算第3号についての説明を受けましたけれども、その中で消費税及び地方消費税の公課の発生、これは町民に与える影響は大変大きく、その原因を究明し、明らかにすることが必要であると、このように私は考えます。よって、地方消費税等の特別調査委員会の設置の動議を提出するわけであります。

もしこの動議が成立し、会期日程等に組み入れられたならば、名称を地方消費税等調査特別委員会といたしまして、設置の根拠につきましては、先ほども触れましたけれども、行政自らが課すべき業務を放棄したような放漫な行為はこのままにすることはできないと思います。

その目的といたしましては、無申告による税の調査であります。

なお、委員会定数につきましては、議長、副議長を除く5名といたしたい、このように思います。

また、調査期間につきましては、会期の延長等を含めて、これは議長の判断にお任せするというようにしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 地方消費税等調査特別委員会設置の件について趣旨説明が終わりました。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大越勇一君） 賛成多数です。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにしました。

暫時休憩します。

午前10時05分休憩

---

午前10時18分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど決定した地方消費税等調査特別委員会の委員の選任について、構成委員を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（宮本正裕君） 地方消費税等調査特別委員会委員を朗読いたします。

委員に、井原正光委員、石井公一郎委員、峯山典明委員、佐藤眞一委員、本谷 孝委員、以上です。

○議長（大越勇一君） 朗読が終わりました。

お諮りします。

ただいま事務局長が朗読したとおり指名したいと思えます。これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、地方消費税等調査特別委員会委員は事務局長が朗読したとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午前 10 時 19 分休憩

---

午前 10 時 20 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま休憩中に地方消費税等調査特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。

地方消費税等調査特別委員会委員長に井原正光議員、副委員長に石井公一郎議員が選任されました。

委員長の挨拶をお願いいたします。

地方消費税等調査特別委員会委員長井原正光議員。

〔地方消費税等調査特別委員会委員長井原正光君登壇〕

○地方消費税等調査特別委員会委員長（井原正光君） 井原でございます。簡単に御挨拶申し上げます。

税を納めるということは、国民の義務であります。まして、この行政がその業務を怠ったと、大変私は罪あることだと思えます。したがって、誠実に、どういうことが原因でこういうのが起こったのか、二度と起こらないような方向に調査の過程で持っていきたい。そして、行政にそれを申し上げたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（大越勇一君） 委員長の挨拶が終わりました。

これより本日の議事日程に入ります。

日程に入る前に、一般質問について確認事項を申し上げます。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、町長のプライベートな内容などを聞く場でもありません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告，7番船川京子議員。

〔7番船川京子君登壇〕

○7番（船川京子君） 1番通告，7番船川京子です。通告順に従い，質問をさせていただきます。

最初の質問，eスポーツの導入について。

eスポーツとは「エレクトロニック・スポーツ」の略で，コンピューターによる対戦型ゲームをスポーツ競技と捉え，プレイヤーが腕前を競うものです。従来，若者向けのイメージが強くありますが，常に動き続ける画面を追って指先や体を使い操作するため，シニア世代では認知機能の向上が期待されています。また，対戦相手が必要なことから，人と交流する機会にもなります。

そこで初めに，高齢者の健康増進に向けた「eスポーツ」導入についてお聞きしたいと思います。

今，全国的に，eスポーツを高齢者の健康づくりや社会との交流促進に生かそうという動きが広がっています。また，運営する人材の育成も進んでいるように感じています。

昨年12月，仙台市や東北福祉大学，NTT東日本などが，コンピューターゲームの腕を競うeスポーツは高齢者の認知症予防につながる可能性があるとして，検証結果を公表しました。検証は，仙台eスポーツ協会と連携し，60歳以上90歳代までの男女21人，平均年齢77歳で行われ，パズルゲームぷよぷよやレーシングゲームグランツーリスモなどを体験，認知機能テストや体力測定，アンケートを通じて効果を探ったところ，複数のことを同時に行う注意分割機能に向上の傾向が見られ，東北福祉大学では様々な状況を判断しながらプレーしたためではと考察，新たな予防ツールとして健康増進に関する研究に役立てたいと総括しています。

また，名古屋市緑区では，市教育委員会主催の講座として初めてeスポーツを扱い，画面の表示に合わせて太鼓をたたくりズムゲーム太鼓の達人やぷよぷよなどを楽しみ，参加者からは，頭を使う認知症の予防になるかも，手が思うように動かないし目がついていかず難しかったが面白かったなどの声が寄せられていました。

デジタル機器に不慣れな高齢者等への配慮が必要な中，年齢や障害の有無に関係なく全ての人を楽しめるバリアフリースポーツとして，また，認知症機能の維持や孤立解消のツールとしても，今，eスポーツは注目されています。

時代の流れとともに大きく環境が変化する中，高齢者支援としてのeスポーツについて，町のお考えをお伺いいたします。また，町では既にeスポーツ導入についてアンケート調査を行っているようですが，分かる範囲で，状況，結果等についてもお聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 船川京子議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、船川議員の質問にお答えをいたします。

eスポーツにつきましては、職員のスキルアップと組織の活性化を目的として、昨年度実施しました若手職員研修の中で若手職員からeスポーツ推進の企画書が提案され、私も若手職員とともにNTTのe-City Laboという施設を視察しております。その後、いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト推進協議会に入会し、eスポーツ事業に係る情報収集や機器のレンタルのサポートを受けられる体制を構築しております。

議員おっしゃるとおり、eスポーツについては、高齢者の認知機能の向上や新たなコミュニティ形成につながることを期待できることから、高齢者の健康づくりへ活用する動きが全国的に広まっております。

実例といたしまして、埼玉県鶴ヶ島市では、シルバーeスポーツを体験することによる認知機能維持効果検証として、高齢者がeスポーツを体験する前後で認知機能検査を実施したところ、対象者の「情報処理速度の改善に対して有効であった」との結果が報告されております。茨城県内においても、茨城県社会福祉協議会が高齢者を対象としたeスポーツ体験会を開催した事例があるほか、県内のデイサービス施設においても、eスポーツを高齢者の心身向上に役立てる実証実験が実施されております。

当町としましても、高齢者の健康づくりへのeスポーツの活用については、一定の効果が期待できると考えております。また、eスポーツは、年齢や障害の有無に関係なく、誰もが共通して行うことができるという特徴があり、新たなコミュニティの形成にもつながるものと考えております。

これらを踏まえ、今後のeスポーツの活用について、当町としては、高齢者の健康づくりとしての側面を踏まえつつ、高齢者向けや若者向けというような形ではなく、高齢者も若者も一緒になって行うことができるような形で世代間の交流を促進し、地域の活用化へつなげていきたいと考えております。

具体的な施策につきましては、今年度実施しておりますeスポーツ推進基礎調査の結果に基づき、検討してまいります。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、令和5年度のeスポーツ推進に関するアンケート調査の速報でございますが、お答えさせていただきたいと思っております。

8月3日に、小学4年生から中学3年生まで564名を対象に調査票を送付させていただきました。また、16歳から64歳の町民3,000名にも調査票を送付させていただいております。そのほか65歳以上の方につきましては、ワイワイスポーツクラブ、きんとれ会、老人クラブ連合会、こちらの御協力を得まして調査票を回収させていただいております。

高齢者に関しましては、紙ベースでお送りしていますので、まだ集計が終わっていない段階ですけれども、小学4年生から中学3年生まで564名に対しまして、回答が383名、67.9%の回答がございました。

まず、eスポーツの認知度につきましては、「名前を聞いたことがある」36.2%で最も多く、「知らない」が35.1%、「テレビやYouTubeを見る、また実際にプレーをする」、そういう方が28.7%でございました。中学校のほうでは、「名前を聞いたことがある」が51.8%と小学生より多くなりまして、「知らない」方が17.4%、「テレビやYouTube、また実際にプレーをする」という方が30.8%と多くなっております。

14歳から64歳までの方につきましては、今回、3,000名の方にアンケートを送りまして、446名、14.9%と回収率が低いわけですが、eスポーツの認知度につきましては、71.5%と最も多い状況でございます。「知らない」が5.6%、また、実際にやられる方も22.6%いらっしゃいました。

eスポーツの施設ができたときの利用の意向につきましての設問では、小学生では52.6%の方が利用したい、ぜひ利用したいという回答をいただいております。中学生では52.8%、また、16歳から64歳までの方につきましても38.6%の方が利用したいという形になってございます。

まだ速報ではございますが、アンケート調査結果のほうは以上でございます。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 現時点でのうちの状況が、大変よく理解をさせていただきました。

そこで次の質問は、世代間交流におけるeスポーツの活用について町のお考えをお聞きしたいと思いますが、今の町長の答弁の中にも含まれていたのですが、追加でもしありましたらお願いします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 先ほど町長からも答弁ございましたが、eスポーツの特徴としまして、性別、年齢、ハンディキャップ、国籍等の垣根を越え、誰もが一緒にスポーツをする、見ることができ、楽しみにつなげることができるということが挙げられます。

特に年齢にとらわれず、誰もが楽しめることから、高齢者の多い本町におきましては、若者と高齢者が一緒になって楽しむことで世代間交流を促進し、これまでになかった新しいコミュニティの形成、地域の活性化につながっていくのではないかと考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 大変によく理解をさせていただき、大きな期待を持たせていただく新規の事業の取組だと感じています。

しかしながら、新しい事業に一步踏み出すということは、現状のみではなく、やはり先も見通して全体観に立って、その事業がどのくらいの費用対効果を生むのか、また町民の皆様にとどのくらい御理解と御協力をいただけるのかも、きちんと調べた上で進まなければ

ならないと思います。

それでは、eスポーツのことは成功することを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

インクルーシブ遊具の設置について。

町では、文小学校跡地の校庭に、町外からも楽しみに来ていただけるような遊具の設置も含め、健康増進に寄与する利活用をお考えになっていると認識しています。そこで、設置される遊具についての質問をさせていただきたいと思います。

近年、全国的にインクルーシブ遊具を公園等に設置する自治体が増えてきています。インクルーシブ遊具とは、障害の有無にかかわらず誰もが遊ぶことができるように設計されたユニバーサルデザインの遊具です。寝ながら乗ることができる円盤型ブランコや車椅子のまま遊べるスロープ付の複合遊具、地面にはクッション性のあるゴムチップ舗装が施されるなど、安全性に配慮した設計になっています。

利根町学校跡地利活用計画書では、校庭に、休日に子供たちが遊べるような、遊びたくなるような大型遊具の設置とその活用方法を示されています。ここにユニバーサルデザインの遊具を導入することも、選択肢に入れていただきたいと考えています。

東京都内では障害のある子もない子と一緒に遊べる公園が次々と誕生し、全国的にも広がりを見せています。茨城県では、笠間市笠間中央公園にここ広場に県内初のインクルーシブ遊具が整備されているインクルーシブパークが誕生し、続いてつくば市や常陸大宮市などが導入、今年4月にはつくばみらい市・きらくやまふれあいの丘公園に大型遊具インクルーシブ遊具が設置され、誰でも一緒に遊べる公園として生まれ変わり、まさに休日に子供たちが遊びたくなるような大型遊具の設置を実現されていると感じています。

この質問をさせていただくに当たり、先月、笠間市笠間中央公園にここ広場を視察してきました。ゆったりとした空間にインクルーシブパークがあり、地面には、先ほど申し上げたようなクッション性のあるゴムチップ舗装が施され、安全性に配慮されていると感じました。

町として、文小学校跡地の校庭にインクルーシブ遊具を設置することについて、どのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 旧文小学校跡地につきましては、町民のための健康増進施設、子育て世帯の支援・交流の施設、町内外から人が集まる施設といった複合施設として、学校跡地利活用方針が決定しております。議員おっしゃるとおり、校舎だけでなくグラウンドにおきましても、町内外から、近隣の市町村からも人が集まる大型遊具を設置したいと考えております。

御質問のインクルーシブ遊具につきましては、個々の使用者に寄り添い、ニーズや価値観を深く理解した上でデザインされている遊具で、様々な年齢や能力を持つ子供たちが一



緒に遊べる遊具であると認識しております。

身体的な発達の違いがある子供たちも遊びを通じて交流や学びの機会を持つことができ、地域社会において多様性と包括性を尊重し、誰もが楽しめるインクルーシブ遊具の設置につきましても検討してまいります。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 今、町長のほうから検討してまいりますというお答えをいただいたのですが、視野に入れていただけると理解をさせていただきます。

ただ、インクルーシブ遊具はほかの遊具に比べて少し金額が高価になるかなと感じているのですが、やはり気になるのは財政的な部分かなと思います。その辺については、財政課長はどのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 現在、町のほうでふるさと納税をやっておりまして、その中で、元気な利根っ子支援事業や本年度より寄附を募集している学校跡地利活用事業、こちらに寄附をいただいているところです。それを積み立てております、がんばる利根町応援基金の活用を考えております。また、不足する分については、過疎対策事業債の活用をしていければと考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 今、財源のお話を伺ったので、ぐっと実現に近づいたかなというような印象を持ちました。

それでは次の質問に移らせていただきます。

文間小学校跡地についてお伺いいたします。

利根町教育委員会では、適応指導教室「とねっ子広場」を図書館に設置し、通う子供たちの支援を行っています。利根町学校跡地利活用計画書の中では、この適応指導教室「とねっ子広場」の児童生徒の学習活動及び教職員研修の場として、文間小学校跡地を活用していく方向が示され、校庭にはとねっ子広場の児童生徒の屋外運動場としてスペースが設けられています。また、学童保育として今も活用され、利用する子供たちは、校庭に設置されている遊具などで遊ぶこともあるのでしょうか。文間小学校跡地の校庭に設置されている遊具などを確認してまいりましたが、経年劣化や安全性の担保など心配される要素も感じました。

これら文間小学校跡地に設置されている遊具について、町はどのような対応をお考えでしょうか。選択肢として、インクルーシブ遊具の導入についての見解もお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 適応指導教室「とねっ子広場」につきましては、文間小学校跡地への移転を行うことにより、体育館や校庭を使った運動や遊びを活動プログラムに取り入れることができるようになることから、体験活動や交流活動の機会が増え、不登校児

児童生徒への支援の質を向上させることができるものと考えております。

この文間小学校跡地へのインクルーシブ遊具の設置につきましては、現在、とねっ子広場を利用している児童生徒の人数やニーズを考えた際に、現時点では不登校児童生徒への支援に活用される可能性が低いことから、指導課としての導入計画はございません。しかしながら、今後、とねっ子広場が文間小学校跡地に移転し、学校復帰に向けた活動プログラムが変化することで、利用する児童生徒の傾向が変化する可能性がございます。

また、議員の御指摘のとおり、現在も行われている学童保育での利用や遊具の経年劣化、安全性確保などの視点から、新規に遊具の設置が必要になった場合には、インクルーシブ遊具の設置もその選択肢の一つとして検討してまいります。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 現状は、大変よく理解いたしました。私がいただきましたかったお答えは、新規に導入するときに状況に合わせ選択肢に置いていただくという、その部分が大事なところだったので、とねっ子広場はまだ先になるかとは思いますが、ぜひ選択肢の一つに置いていただいて、一人も取り残さず、楽しめる状況をつくっていただければと考えます。

では、この遊具についても一つ、今後、経年劣化等により町内の公園遊具を交換する場合、インクルーシブ遊具の導入について、どのような考えを町はお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 公園の遊具につきまして、町ではまず安全性を第一に考え、遊具の安全点検を毎月定期的に行っております。経年劣化等により不具合が生じた遊具につきましては、程度の軽いものであれば修繕を行い対応し、修繕が困難なものに関しましては更新もしくは撤去を行っております。また、更新もしくは撤去に際しましては、地区の意見や要望などを踏まえ、その公園の実情を把握し、判断しているところでございます。

今後、遊具を更新する際には、インクルーシブ遊具の導入につきまして調査、検討してまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） こちらも同じく選択肢の一つに置いていただくことが現状の目標だったので、ぜひ調査、検討していただきたいと思っております。

ただ、公園等におきましては、子供の人数も少なくなっていますし、撤去の方向も見え隠れしている部分もありますので、安易に推し進めることはできないということは重々理解しておりますので、今後の検討材料としてよろしくお伺いいたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

通級指導教室の設置について。

通級指導教室とは、一部特別な指導を必要とする子供が、個々の状態に応じた指導を受けることができる教室です。ふだんは小・中学校の通常学級に在籍し授業を受けますが、通級指導教室の時間だけ通常学級の授業を抜け、設置された学校または教室へ移動します。通級指導教室は、通常学級の児童生徒との関わりを大事にしながら、必要な指導を受けられる場所です。個人の特性に応じて、最適な学習環境が整えられるメリットがあると考えます。

文部科学省は、2020年7月、通級による指導実施状況調査結果を公表しました。その調査結果によると、通級指導を受ける児童生徒の数は16万4,693人、前年度に比べ約3万人増加し、過去最多となることを知らせています。

町立小中学校に通級指導教室を設置することについて、教育委員会の見解をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 現在、特別な指導を要する児童生徒への支援につきましては、特別支援学級を利根小学校に5学級、利根中学校に3学級を開設し、障害の特性に応じた適切な支援に努めているところでございます。

船川議員の御指摘のとおり、町内の小中学校には、通級指導教室は現在開設されておられません。教育委員会としましては、通級指導教室を開設することにより、より質の高い教育が提供できるものと考えており、これまでも各学校長とともに、その設置時期について検討しているところでございます。

通級指導教室は、その指導内容が、自立活動と言われる児童生徒おのこの障害の特性に応じ、学習上や生活上の困難な克服することを目的とした学習活動が中心となっております。その指導は教職員の誰もができるものではなく、特別支援教育に関する高い専門性が求められています。その人材は、茨城県教育委員会が定数確保するのではなく、利根町教育委員会が適任者を育成または確保する必要があるため、開設しても指導者が確保できないような状況が起こり得る可能性がございます。

これらのことから、教育委員会としましては、なるべく早い時期に通級指導教室を設置できるよう、事前の条件整備を進めてまいります。その設置時期につきましては、現在のところ未定となっております。

また、国の学級設置基準は、子供の数が13名となっております。この8月にも市町村教育長会で、この基準を下回っても学級開設ができるよう、県教委に要望を出したところでございます。

通常学級に学籍を置いて障害に応じた学習時間を通級指導教室で行う、これは保護者の理解、協力は欠かせないことですので、御理解と御協力を慎重に丁寧に進めて、通級指導教室の設置に向けて努力していきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 今の教育長のお答えで、子供たちを思うがゆえに、この通級指導教室の設置が望ましいということで、そこに向け御尽力されている、既に取り組みされている、ただ、諸条件の中で整備を進めるハードルがあるということも大変よく理解をいたしました。どうか望ましい方向に進まれることをお願いいたしまして、最後の質問に移らせていただきます。

それでは、利根町まちなか・商店街活性化事業について。

2023年6月1日、利根ニュータウン商店会、「とねまち0→1BASE（ゼロワンベース）」1階に、チャレンジショップ2号店「ママとこc a f e」がオープンし、約3か月がたちました。清潔感と温かさが感じられる店内、そして隅々にまで心を配りながらお客様を迎える姿に、感動さえ覚えました。また、町内、町外からも足を運んでくださる多くのお客様、その盛況ぶりに、子育てを頑張りながらチャレンジショップの成功を目指す努力する若いママに、心からエールを送りたい気持ちでいっぱいになります。ここまで来るには、担当課の並々ならぬ尽力もあったのではないかと感じています。

町ホームページでは、お母さん、お父さんの近くで子供たちが遊べて、茨城県産の無添加・無農薬のお料理を提供します。「店内やおもちゃは、木の温もりをたっぷり」とコンセプトにしたカフェですと案内し、店舗紹介では店主からのメッセージも掲載、応援したい気持ちと、町内新店舗で開業し営業を続けてほしいと願う気持ちでいっぱいになります。

しかしながら、新店舗開業のためには、チャレンジショップを卒業した後、次のステップに移行しなければなりません。ママとこc a f eの経営者は、利根町チャレンジショップ事業実施要綱対象者第4条にあるように、チャレンジショップの出店契約期間満了後も、この利根町で引き続き本格的に開業の意思を示していると伺っています。であるならば、本格的開業に向け、望ましい空き店舗の確保が最重要課題となるのでは考えます。

同じく、要綱出店契約等第8条には、契約期間は1年以内とする。ただし、次の出店者が決定していない場合は延長することができるものとするとあります。要綱には延長期間の期限を設けてはいませんが、現状では、次のチャレンジショップ経営者候補を募り、開店させていかなければなりません。

最も望ましいのは、ママとこc a f eが契約期間内にチャレンジショップを卒業し、新店舗で開業、次のチャレンジショップ3号店がオープンすることだと考えます。そのために、町としては今後の対応についてどのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いしたいと思います。

今、既に3号店の募集が始まっているところだと思います。時間はあっという間に過ぎていく現状があると思います。そんな中で、今後の対応について町のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 利根町チャレンジショップの第2号店舗「ママとこc a f e」，6月1日にオープンいたしました。約3か月が経過いたしました。小さなお子様連れで安心してゆっくりと食事が楽しめるカフェというコンセプトが評判を呼び，おかげさまで開店以来，町内外から多くのお客様に御来店いただいております，お店のある利根ニュータウン商店街にも活気が出てきたように感じております。カフェのオーナーも非常にやる気があり，SNSを上手に活用しながらお店の情報配信を積極的に行い，遠方からの来店もあるとのことでした。

このママとこc a f eの出店は，商店街の活性化にもつながっているだけではなく，同じ育児の悩みや不安を抱えるママたちが集い，気軽に相談できる場所にもなっており，子育て中のママの居場所づくりという点においてもとても貴重なお店で，実際に来店した方からも「こういうお店ができてうれしい」という声を多くいただいております。

町といたしましても，ママとこc a f eにはチャレンジショップ卒業後，このまま利根町で本格開業していただき，継続してお店を続けていただきたいと考えております。

出店者の方からもこれからも利根町でお店を続けたいという意思を確認しておりますが，今はまだ出店して3か月ということもあり，日々の営業をこなすことで精いっぱいという状況で，具体的なビジョンはまだ決まっていないとのことでした。また，出店者の方は，今月から始まった，とねまち起業塾の3期生として本格開業に向け経営を学んでいただいております。起業塾での学びを通して，チャレンジショップ卒業後の本格開業に向けてのビジョンを明確にしていきたいとも申し添えておりました。

町といたしましても，外部専門家と個別相談を含め，出店者とは継続的に話合いの場を持ってありますが，卒業後に本格開業するためには受皿となる空き店舗の確保が重要となっております。現在，利根町の空き店舗バンクに登録されている物件は2件，そのほかに交渉中の物件が何件かございますが，今後，1件でも多くの物件に登録いただけるよう，これからも登録物件の拡大に努めるほか，出店者が経営面で課題や不安を解消できるような相談体制を整え，チャレンジショップ卒業後にスムーズに開業できるよう，伴走支援を継続して行ってまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 今，課長のほうから，伴走支援というお答えをいただいたのですが，これは当然のことだと思います。その上で私が一番知りたいのは，利根町に残ってもらうためには受皿となる空き店舗をどのように整備し，どのように確保し，チャレンジショップに入った経営者が，そのままその状況，もちろん場所が変われば条件も変わりますから変化が起きるのは当たり前ですけれども，このチャレンジショップ事業が始まって3年たちますけれども，その間に受皿となる店舗の整備がもっと進んでいなければいけないのではないかと感じております。

そこの部分が一番聞きたいところなのですが，現在のママとこc a f eのみならず，ほ

かのチャレンジショップ経営者がスムーズに移行できるような整備体制を整えていくことについては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） ただいま船川議員の御指摘のように、受皿となる空き店舗バンクの登録を進めていかなければならないと考えております。

空き店舗バンクの登録がなかなか進まない理由が、一つございます。町内の空き店舗は、閉店後、長期間放置され、老朽化が進んでいる物件が多く、貸せる状態になるまでの修繕費用がかかるなど、また店舗併用住宅の店舗部分を現在は所有者が居住用として使用しており、店舗として再活用する意思がないというような所有者が多く見られております。このような中でも、数件登録していただけるというような交渉をしている物件もございますので、この後空き店舗バンク登録件数を増やしていきたいと考えております。

また、この空き店舗バンクの登録に関わりましては、令和2年度商工会のほうで空き店舗調査を実施していただいております。こちらの情報も再度確認いたしまして、今年度新たに空き店舗バンクの調査をさせていただいております。通知を発送して、現状、何件か登録がございました。今後、商工会の空き店舗バンク調査の目的、意向を鑑みまして、この後商工会とも連携を図り、空き店舗バンク登録に尽力していきたいと考えております。

また、チャレンジショップのママとこc a f eさんの今後の展開も、引き続きママとこc a f eのオーナーとも話を詰めて、進めてまいりたいと考えております。まち未来創造課から、オーナーのほうへ空き店舗の紹介もさせていただいているところでございます。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 空き店舗バンクの登録は、決して目的ではないと考えています。目的は町内の商店街の活性化、当初、町長はそれを目指して、この通過点としてチャレンジショップを設置されたのではないかと、そのように認識しております。

今、課長のほうから空き店舗バンクに登録なかなかしていただけない現状を説明していただきました。そんなことは最初から分かっていることです。それを踏まえた上で、この事業はスタートしていると思います。

そこで町長にせっかくの機会なのでお伺いしたいと思いますが、この事業を始めるに当たり、一番最初の町長のビジョンというか、未来構想というか、展望的な部分をお尋ねしたいと思います。今、課長が発言された悪条件や前に進めない事情等々は、この事業の初めの一歩を踏み出す時点で既に認識されていたことではないかと私は感じておりますが、町長のビジョンをお伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 私のビジョンということですが、人口がどんどん増えている時代、町の中はニュータウンでもフレッシュタウンでも羽根野でも商店街があって、にぎやかな様子がありました。私が就任してから町長になってから見ますと、シャッターが全部

下りていて、人が一人も歩いていないと。

私は、失敗は失敗じゃないと思うのです。失敗は失敗ですが、失敗したところからスタートする。失敗をするからこそ、いろいろなことが分かって学んでいける。次、同じように失敗しないということです、そこから進めるということなので。また、世の中、よく繰り返しと言いますが、人がにこにこしながら商店街の中を歩けるようなまちにしたいと思っています。

そして今、一番問題なのは、各地域に店舗が1件もないということです。地域で言えば、文間地区、東文間は1件ありますか、文間も惣菜の店は置いてなくなってしまいました。

そんな中で、いろいろな手段を用いて、町民の方が苦勞しないように、カスミストアと協力した車を回して商品を買ってもらおうというようなことをしていますが、あれだとやっぱり外に出てみて、元気な様子が見られないですね。ニュータウンにしる、フレッシュタウンはほとんどの店が改造して住宅になってしまいました。あれだけの商店街ある中で、あそこをスタートにして第一歩やっていけばいいのかなと考えています。まだまだ店舗は余っていますので、あそこ一件一件スタートさせながら、店の中に入れていきながら、もっと活気あるまちにしていきたいと思っています。

ビジョン、なかなかうまくいかないというのが本音です。でも、うまくいなくても、苦勞してずっと続けていけば必ず芽は出ると私は思っていますので、いろいろなことを議員の皆さんにも言われますけれども、失敗ではないかとか、こうやればいいのではないかとか、全部一つずつ試して、人が、千葉県からも、河内町、龍ヶ崎市からも利根町に来て、いろいろなものを買っていただけるような町にしたい。

また、町民の方が、船川議員御存じのとおり、あのカスミストアを持ってくるのに署名を集めましたよね、一生懸命。町も相当お金を使いました。職員も、最初に東京にあるエムストアに交渉に行って、来てもらうように努力しました。最終的にはカスミと契約できたのですが、今どうでしょう、あんまり買いに行っていないですね。そして、またなくなれば何とかしてくれという声は出てきますが、やはり需要と供給のバランスがなければ民間はあそこには落ち着いてくれないです、10年間ぐらいの契約期間の中では、10年か15年か忘れましたがけれども。

やはり町でいろいろなものを消費して、元気に外に出られるような、町民が元気になれるような、そしていろいろなところから利根町っていいところだねと言って来てくれるような町にしたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 町長の未来構想は、あまり関係ない御発言もあったような印象を持ちますが、各地域に店舗が少ない。町民の皆様にも身近に買物をしていただけるような店舗、これは大事な方向性だと感じてお聞きをいたしました。

最初に町長がおっしゃった、失敗をした、失敗からスタートする、ちょっとここの意味

がよく理解できなかつたのですが、町長、すみません、限られた時間の中で、この失敗というワードの意味を確認させていただいてよろしいですか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 何をするのでも、つまずくときがあるということです、誰でも。そのつまずきから学ぶということはたくさんありますよ、人間。つまずいて、次はこうしよう、ああしようとやり方を変えて、成功の一番いい道に行くということです、言っていることは。

失敗と言うと、駄目だったとかそういうふうに考える人多いですが、失敗は失敗ではないのです。私考えているのは、何度失敗しても、失敗を失敗にしないで、そこからスタートする。今度はちょっとずつやり方を変えて、前よりはいい方向に行く。そこで失敗と捉えるのか、うまく進まないかと捉えるのか、それは個人差はありますけれども、そこからまた少しよくしていく、そこで諦めればそれで終わりですから。長い時間がかかると思います。私の任期でできるかどうか分からないですが、それは引き継いでいただいて、そしてこの町に人があふれるような、何でもチャレンジできるような、そういう町にしていきたいと考えています。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 今、町長は先ほどの発言の「失敗」を「つまずき」に置き換えられたのですが、このチャレンジショップから私が今一番お聞きしたいのは、受皿となる空き店舗の整備を初めにするべきだったのではないかと。そこは既に分かっている、チャレンジショップは一つの通過点だと考えているのですが、受皿の整備がこれからは最も大事。もう一歩言わせていただくなれば、この事業の初めの一歩で一番大事だったのは、受皿だと思うのです。空き店舗の活性化のためにやっているわけですから、チャレンジショップのためにやっているわけではないと理解をしておりますので。

ということは、チャレンジショップがつまずきという理解でよろしいのでしょうかね。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） チャレンジショップは、つまずきじゃないですよ。あれでいろいろなことをやっているわけですから。よし、ここでいけるぞとなれば、船川議員言うとおり、次の段階に進んでいくわけです。今は軌道に乗ってどんどん進んでいるわけですから、この次はどうしようという考え方も生まれてきます。そこで話し合っただけで決めていく、みんなで話し合っただけで決めていくというのが大事なことはないかと思えます。

要は、同じ失敗を繰り返さない、そういう意味に捉えていただければ。ちょっとでもプラスになれるような、町民に喜んでいただけるように。また、店を出す起業家の人たちに、利根町へ行けばあるぞと、そんなふうを感じているところです。若者会議などもやっていますから、どんどんいいアイデアを若者たちが出してきて、それで利根町だったら、ここにつなげていけば一番うまく収まるのかなと。



私も68歳であと何年も表に出られませんから、外歩けませんから、今度若い時代に引き継いでいったときに、利根町が元気になっていればいいなど。その辺までの道、自分をつくっておこうと、そういうふうに思っています。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） もう一度申し上げます。私は町長の心情をお尋ねしているわけではありません。限られた時間の中で、このチャレンジショップだけに特化しているわけではなくて、利根町まちなか・商店街活性化事業についてお尋ねしています。その中で最も大事なものは、空き店舗の確保ではないかということをお尋ねしています。本当はこの空き店舗の確保に対する町の取組を、具体的に町長のビジョンとして、過去はどうあれ、スタート時点はどうあれ、今後こうやっていくんだという方向を伺いたかったのですが、どうもお答えがそこではなく、町長の心情的なほうに、カスミが出てきたりしているので、ここで質問の方向を変えさせていただきたいと思えます。

先ほど、つまずきとか失敗とかそんなワードが複数回出てきましたが、既にここには、町民の方にきちんと説明責任を果たさなければならないぐらいの公金が投入されている事業です。失敗、つまずきから学ぶ、はっきり申し上げてそんな生易しい状況ではないのではないかと感じております。

確かに、起業塾、学んでいただいています。シューマイ屋さんもできました。私も近所でおいしいシューマイいただきましたけれども、それは大変うれしく感じています。それも一つの結果だと思います。

その起業塾にも数百万円の予算が投入されているかと理解をしておりますが、当町が一つ一つ町民の皆様のために、地域に行けるお店をつくるために、人が歩くために、にぎわう町のために考えて手を打って尽くしてくださっているというその姿勢は痛いほど理解いたしますが、前回は触れさせていただきましたが、その事業の展開の方法に私はちょっと立ち止まって考えていただけたらどうかなど。今やっているこの事業に対して、こっちのほうが大事なのではないか。

これ具体的に申し上げますと、チャレンジショップの整備ももちろん大事です。3号店を募集して、3号店がしっかりと利根町でチャレンジショップを経営する、これも大事です。4号、5号と続いていく、この流れをつくっていく。そのためには、せっかくこれだけの町の公費を使ってスタートした事業であるならば、利根町に残っていただければ、利根町としてははっきり申し上げて、メリットが見えないわけです。その部分を、私は一番この事業において心配をしているところでございます。

空き店舗の対応については、先ほど課長から現状を伺ったところで、厳しい状況があるということは大変よく理解をいたしました。決して支持をしていないわけではありませぬので、このチャレンジショップの成功と、小売店が新たに開業できる、そのためには幾らでも協力をし、尽力をしたいと思えます。

そして最後に、先ほど町長が皆さんの御意見を聞いてとおっしゃいました。私は、このチャレンジショップを始めるときに、何度も何度も町長にお話をさせていただいた記憶があります。しかし、なかなか反映していただけなかった、聞いていただけなかったという記憶も併せて持ち合わせております。町長にはせつかくこの公の場で皆さんの意見をと言っていたいただきましたので、私もまた改めて真剣にいろいろ調査をし、町長にぶつかっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

町長、最後に時間ありますので、御発言があれば。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 皆さんの意見を聞く、我々は議会の皆さんの意見を聞くわけですが、聞いて執行部でいろいろな話をして、賛成だ、反対だと、いい計画を練っていただいてやっているわけです。町民にはSNSとか……。

よく議会の皆さん、町民は聞いていないと言っていると言いますけれども、議会の皆さんが町民に知らせるのですからね。執行部も知らせています。SNSを使ったり、広報紙を使ったり。私は、自分で「さきがけ」という新聞をつくっています。そうやって知らせています。聞いていないと言うときに、私はいつも不思議に思っていたのです。皆さんが伝えていないから聞いていないのではないかと。議員の中には自分の新聞つくってまいてくださって、協力してくれている議員さんもいます。そういうことが大事なのではないか。そういう活動をすることによって、町民の方からいろいろな意見が上がってくる。会議というか、町民を集めて、井原議員のようにやっている人もいます。いろいろな説明会、町民の意見を吸い上げる、私はいいことだと思います。こうやってやるのが議員ですから。いろいろな意見があると思うのです、反対、賛成。それで、これはいいのかな、悪いのかなとか判断していく。執行部のほうでもんでいただいて、議会でもんでいただいて、上がってきたものを最終決断するわけです。

そんな中で、今、船川議員おっしゃるとおりですが、チャレンジショップに入れることが目的ではありません。起業家を育てていく、利根町に住んでもらう、これが最終目標でございます。代わりの店を紹介するのに、職員も一生懸命になって店舗を歩いています。これは議員の皆さん分かってもらえないでしょうけれども、毎日のように外歩いています。1件行けば半日終わってしまいますよ。何とか貸してくださいと。中に荷物入っていて汚いから駄目だとか、もうこのままでいいんだよ、構わないでくれよと言う人もいます。そんな中、もう一回行ってみよう、もう一回行ってみようと言いつつ、受皿というか、チャレンジショップに入った起業家の人に次に利根町でやれるところを探したり、またいろいろな情報を集めて、朝から晩までいろいろな話をしていますから。

私、自慢ですがけれども、365日ある中で、三百何日かな、320日ぐらいは出ていますからね、役場に。毎日朝から晩まで、8時半までに来て5時15分まで必ずいます。土日ありませんから、外へ行って。月のうち1日、2日は土日休ませてもらいますけれども、そん

なことやりながら職員と一生懸命になってやっています。

船川議員おっしゃるとおり、受皿も苦勞して見つけているところです。いい報告ができないというのがありますので、いい報告ができるようになったときに、これはどうだと報告をしようかと私は考えているところです。

○議長（大越勇一君） 船川議員。

○7番（船川京子君） 町長に対する質問の仕方はもう少し工夫をして、次からは考えてきたいと思います。

最後に、今、職員が歩いて頑張っていること、重々承知しております。商工会に空き店舗の依頼をしたことも承知しております。申し上げたいことは、受皿としての空き店舗、そこが一番大事なところなのだから、こうなる前に、チャレンジショップという通過点に公金を投入する前に、そちらをきちんと見通しを立てて本来ならばやるべきだったのではないかという印象を私自身が持っているので、その部分が一番聞きたかったことです。それに対するお答えが、残り時間2分しかありませんけれども、これは私の質問ではなく最後の発言ということで、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大越勇一君） 船川京子議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を11時35分といたします。

午前11時23分休憩

---

午前11時35分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告、1番山崎敬子議員。

〔1番山崎敬子君登壇〕

○1番（山崎敬子君） 皆様こんにちは。2番通告、1番山崎敬子です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

本日、2項目について質問いたします。一つ目は令和5年度から令和6年度にかけて行われる庁舎大規模改修について、二つ目は乳がん検診についてです。

まず、庁舎大規模改修についてお伺いします。

今回、庁舎の大規模改修について質問を考えたのは、改修することを知らないという声があまりにも多かったからです。先ほど町長がおっしゃっておいりました、町民が知らないというのは議会の人たちが知らせていないからだというお話もいただきましたので、ぜひこれは皆さんに知っていただきたく、拡散していただきたく、質問を改めてさせていただきます。

特に子育て世代は、町のホームページや広報紙をゆっくり読む時間がなかなかないように思います。私自身も4人の子育てに追われていたときは、そのような時間がなかなか持てませんでした。今回質問することで、少しでも町民の皆様の目に触れる機会が増えるの

ではないかと思い、質問させていただきたいと思います。

それでは一つ目の質問、どのような経緯で改修となりましたのか、お伺いいたします。

以降は自席にて質問をさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員の質問に対する答弁を求めます。

蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。

町役場庁舎は行政の中核であるとともに、災害時には防災拠点として、また数多くの人々が訪れる町民交流の場として、町の重要な機能を担う施設でございます。

当庁舎は、平成元年に建築してから35年の歳月が経過し、老朽化に伴い、庁舎の雨漏り対策として屋上防水工事や外壁の改修工事、また庁舎機能の維持管理や安全確保を行うため空調設備・電気設備機器について、令和5年、令和6年度の2か年で大規模工事を実施いたします。

令和3年度に町で策定しました利根町公共施設個別施設計画の総合劣化度評価にて、屋根・屋上、外壁、内部、機械設備、電気設備の五つの項目全てで、安全上、機能上、不具合発生の兆しありということで、修繕等の優先度が高いC評価と判定されておりますので、今回、改修を進めているところでございます。

○議長（大越勇一君） 山崎議員。

○1番（山崎敬子君） C評価というのは、どのような基準があつてのC評価なのかをお伺いしてもよろしいでしょうか、お願いします。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） この劣化度評価というものは、学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書、こちらを参考としてやっております。評価につきましては、AからDの4評価ございまして、Aがおおむね良好、Bが部分的に劣化、安全上、機能上、問題なし、C評価というのが広範囲に劣化、安全上、機能上、不具合発生 of 兆しあり、優先的に整備を進めたほうが良い評価となります。また、D評価も早急に対応する必要があるということで、安全上、機能上が問題あり、躯体の耐久性にも影響を与えている、設備が故障し施設運営に支障を与えるなど、すぐ改修しなければならない最優先の評価となります。

○議長（大越勇一君） 山崎議員。

○1番（山崎敬子君） D評価になってから改修をするとなるとお金がよりかかるようになってしまうから、C評価のうちに大規模な改修をするという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 基本的に改修の周期というのがございまして、主な材料の修繕周期とか部材部の更新周期というものが、建築物のライフサイクルコスト、これは国土交通省でつくっているものですが、その中に明記されております。

その中で、屋根や屋上についての修繕は5年から20年ぐらいの間にやりなさい、外壁、外部建具については10から20年、電気設備、機械設備については5から10年で修繕をある程度やってくださいということで、今回の更新周期につきましては、屋根・屋上につきましては25から40年ぐらいの間に、外壁につきましても20から60年の間に、外部建具につきましても30から50年の間に、電気設備については25から40年の間に、機械設備は15から30年の間、主にそのような周期の中で改修をしていくのが一番よいとされています。

確かに今、山崎議員おっしゃるとおり、駄目になってからやってしまうと、その間に不具合ができると庁舎の機能の維持も難しくなるし、費用も莫大にかかってくると思いますので、ある程度この期間にも全部入っていますし、35年で老朽化も進み、こちらの検査結果もそれなりにやりなさいというところが出ているので、早急にやらなければならないという判断で、今回、令和5年、令和6年での改修工事を進めているところです。

○議長（大越勇一君） 山崎議員。

○1番（山崎敬子君） 建物ですから、必ず経年劣化はするものであると思うので、とてもよいかと思います。

それでは、どのような工事にどれくらいの金額がかかるのかをお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 工事の内容ですが、大きく分けて三つございます。まず、一つ目が、建築改修工事一式で、設計金額ですが税込み3億4,504万9,037円でございます。二つ目が、電気設備改修工事の一式で、設計金額が税込み1億2,178万3,303円でございます。三つ目が、機械設備改修工事一式で、設計金額が税込み4億3,019万5,660円となっております。

○議長（大越勇一君） 山崎議員。

○1番（山崎敬子君） そうしますと、全部で8億円かかるということですが、令和4年の決算書のほうで基金の確認をいたしまして、7億237万1,000円現在たまっているということが書いてありました。

かかるのは8億円以上だと思いますが、その足りない分はどうなっているのかなと思ひまして、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 先日、補正予算のところで説明したのですが、今回の補正予算に1億9,999万9,000円積み立てましたので、その分につきましては、この公共公益の維持管理のほうに積立てが完了しているところでございます。

○議長（大越勇一君） 山崎議員。

○1番（山崎敬子君） ありがとうございます。

続きまして、この工事が適正に行われるよう、監理業務の委託などは行うのかどうか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 庁舎施設の改修の工事監理業務委託につきましては、令和5年度の当初予算におきまして債務負担行為で計上して承認されているもので、こちらにつきまして現在契約が終了しております、既に業者に発注しているところでございます。

○議長（大越勇一君） 山崎議員。

○1番（山崎敬子君） ちなみに、この監理業務というのはどのようなことを行うのか、お伺いしたいです。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） この監理業務を発注している理由ですが、特殊な技術・工法が用いられる等の理由により、設計意図を工事請負事業者に正確に伝えなければなりません。施工計画の検討・承認、工事状況の確認・検査等を行い、設計図書のとおりこの工事が正確に実施されているか確認する必要があるため、専門家に委託して適正な工事を進めてもらうためにやるものです。町の職員の中では建築士とかそういう資格を持っている方がいないので、そういった業者の方を入れながらやってもらうようになります。

○議長（大越勇一君） 山崎議員。

○1番（山崎敬子君） それでは、安心して工事が正確に進むように、外部からちゃんと目が入ってできるということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、毎年2億円を基金に積み立てて、今回8億円というお金が基金のほうにたまったと思うのですがけれども、その積立てというのはどのようなところの費用をためたのかというのを伺います。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） この庁舎大規模改修工事に備えるため、公共公益施設維持整備基金に令和2年度に2億円、令和3年度に3億円、令和4年度に2億円積み立てました。こちらにつきましては、予算の編成、執行に当たりまして、町の第5次利根町総合振興計画に掲げる将来像でもある「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向けて、総合振興計画前期基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、過疎地域持続的発展計画をはじめ、各行政分野における個別計画等の推進が図られ、住民サービスの向上がなされるよう、真に必要な事業の選択をしながらやっているところです。

その中でも、既存の施策についても今、新たなものは必要なものを選択しているところですが、PDCAのサイクルの観点から成果と課題を検証し、必要に応じて中止や廃止、縮小などを含めた見直しを図るとともに、徹底した経常経費の削減に努めたことにより、何とかこの大規模改修費用の積立額を毎年2億円から3億円やれたということで、徹底した事業の見直しとか精査しながらやってきたところでございます。

その結果、令和2年度、令和3年度、令和4年度ともに9月の議会定例会で、前年度純繰越金の確定に伴う財政調整基金への繰戻し分と普通交付税の確定に伴い当初予算から増

額となった分、そういったものを2億円積立てして、令和3年度はさらに3月の議会定例会で財政調整基金から1億円積み立てました。それで今年度、今回の補正予算においても不足する1億9,100万円の積立てを計上してあるところでございます。

○議長（大越勇一君） 山崎委員。

○1番（山崎敬子君） 徹底した経費の削減、見直し、とても素晴らしいことだと思います。ぜひ今後もいろいろなそういう削減、見直しをしていただいで、町のほうの町政にやっていただけたら、本当にありがたいと思います。

5番目で、今後、資材の高騰が予想されますが、もし追加予算が必要になった場合はどのような財源を充てるのか、お伺いします。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 令和5年度、令和6年度の継続費で契約締結しました庁舎大規模工事費につきましては、公共公益施設維持整備基金で今のところ賄えると思いますが、今後、今言った資材の高騰で、仮に変更契約に伴い追加予算が必要になった場合につきましては、財政調整基金から財源を充当する予定となっております。

○議長（大越勇一君） 山崎議員。

○1番（山崎敬子君） 今、いろいろなものが高騰している世の中なので、どうしても追加予算が出てくる可能性もあると思うので、できればそういうのがないようにやっていただけたらよいのかなと思います。

そして最後に、これから先、庁舎だけではなく、町の施設の改修も出てくると思うのですけれども、必要になったときにためるのではなく、計画的に毎年基金に積み立てていくということは可能なかどうか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） この基金につきましては、令和元年度までは計画的に公共公益施設維持整備基金に積立てを行ってこなかったため、今回のように大規模改修分をこの3年間の短期間で積み立てることになってしまいました。今後も庁舎の内部改修工事が必要になってくることや、今言われましたとおり、その他の公共施設の維持管理のために、今後は計画的にこちらの公共公益施設維持整備基金に積立てをしていきたいと考えております。

また、庁舎以外の公共施設等の改修につきましては、現在、町が過疎地域ということで、過疎地域持続的発展計画期間中、こちらの交付税措置がある過疎対策事業債を有効に活用しながら、一般財源の負担の軽減に努めて、そのような形で整備のほうはやっていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 山崎議員。

○1番（山崎敬子君） やはり町民の皆様の税金を使って行われる工事だと思いますので、ぜひ無駄のないように使っていただけるとよいかと思いますので、今後もよろしくお願

いたします。

続きまして、二つ目の質問にいきたいと思います。乳がん検診についてお伺いいたします。

現在、利根町では、子宮がん検診、乳がん検診、結核・肺がん検診、前立腺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診があります。乳がん検診以外は毎年行われるのですが、乳がん検診は65歳以上になると2年に1回となります。

理由をお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 当町で実施しておりますがん検診は、国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、県の茨城県がん検診実施指針を基に計画し、実施しております。具体的には、胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・子宮がん検診及び乳がん検診となりますが、このほかに、近年、罹患者数及び死亡者数が増えていることから町単独で行っている前立腺がん検診を含めると、六つのがん検診を実施しております。

御質問にありますように、乳がん検診以外は毎年検診の機会を設けておりますが、乳がん検診につきましても65歳を超えると2年に1回となってしまいます。これは、国の指針並びに県の指針いずれにおきましても、乳がん検診の受診間隔は2年に1回の割合で定期的に受診することが推奨されているためであります。ただし、県の指針におきましても、40歳代に関しては高濃度乳房が多いことから、マンモグラフィー検査と超音波検査を併用して2年に1回、あるいは年1回の割合で受診することもできるとされております。

これらのことを考慮しまして、当町といたしましては、30歳代は毎年超音波検査を、40歳から64歳までは偶数年齢で超音波検査を、奇数年齢でマンモグラフィー検査をというように、毎年受診できる体制を取っております。しかしながら、65歳を超えた時点で、国が推奨する受診間隔であります2年に1回のタイミングに合わせて、マンモグラフィー検査を奇数年齢で受診するような設定となっております。

○議長（大越勇一君） 山崎議員。

○1番（山崎敬子君） 2年に1回ですと、例えば65歳で受けて、67歳のときに受けられなかった、そうなりますと次は69歳、そうすると4年空いてしまいます。実際にその4年空いてしまったことで、乳がんの発見が遅くなってしまったという方がおりました。

それに対する対策というのはあるのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 65歳を過ぎてからの乳がん検診で、奇数年齢のときに受診できなかった場合の対応でございますが、検診には集団検診と医療機関検診の二つの受診方法がございます。

集団検診は、日時と場所があらかじめ決められておりますので、御希望に添えないこと



もあるかと思われま。そのような場合には、医療機関検診を受けることが可能であります。町と契約している医療機関が、茨城県内に9か所、千葉県内に1か所ありますので、希望の日時を電話予約していただければ、医療機関に出向いて個別に受診することができますようになっております。医療機関検診は、毎年2月末日まで検診期間を設けておりますので、御自身の都合に合わせて受診することができます。もし集団検診も医療機関も受診できなかった場合には、偶数年齢であっても受診できるように対応しております。

○議長（大越勇一君） 山崎議員。

○1番（山崎敬子君） 偶数年齢でも受けられるというお話だったのですけれども、その場合にはどのような手順をすればいいのか、お伺いします。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 65歳以上の方で奇数年齢のときに受診ができなかった場合の対応についてでございますが、偶数年齢であっても受診ができるようにしております。

集団検診により受診する場合は、電話で予約受付期間内に保健福祉センターへ申し込んでいただくこととなります。また、医療機関検診により受診する場合は、受診券が必要となりますので、本人確認ができる身分証明書などをお持ちになり、保健福祉センター窓口にて受診券発行の手続きをお願いいたします。その際、昨年度に受診できなかった旨を伝えていただければと思います。

検査は、マンモグラフィー検査により行われます。

なお、翌年度からは、奇数年齢に合わせて2年に1回の本来の間隔で受診いただくこととなります。

○議長（大越勇一君） 山崎議員。

○1番（山崎敬子君） 偶数年齢でも受けられるということだったのですけれども、それは例えばホームページとか健康づくりカレンダーなどには明記してあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 大体、制度に沿った年齢で受けていただいておりますけれども、まれにそういった方が発生しておりますので、そういった場合にはお電話で相談いただいているような形を取っておりますので、特に明記はされていなかったように感じております。

○議長（大越勇一君） 山崎議員。

○1番（山崎敬子君） 今後はそこに明記をしていただけると、よりたくさんの方が知ることができるようになると思うのですけれども、それを明記していただくことは可能でしょうか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） ホームページとか配信メールなどで周知していきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 山崎議員。

○1番（山崎敬子君） そうしていただくと、より乳がんの検査を安心して受けられるようになると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最近のニュースでも、芸能界で男性の方が乳がんであるという方が公表されました。アメリカのデータですと、生涯を通じて女性の乳がんは8人に1人、男性の乳がんは1,000人に1人かかるということが言われております。やはり早期発見というのが全てにおいて大事になってくると思いますので、ぜひこれを機会に、皆さんが御家族の方にこういうふうなことになるよ、男性の方でも乳がんにかかるということですので、周知していただいて、早期発見につながるように、私たちもそうですけれども、役場の皆様も拡散していただけるよう御協力をよろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わりにさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を13時30分とします。

午後零時02分休憩

---

午後1時30分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番通告、9番五十嵐辰雄議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） 3番通告、9番五十嵐辰雄でございます。

1番目の質問は、地域活性化起業人（企業人材派遣制度）の受入れについてです。

これは、国の補助事業で、総務省地域力創造グループの担当です。地方自治体の事務事業に民間企業の活力を取り入れようと、民間企業の人材を地方自治体に派遣してもらい、一定期間一緒に仕事をして、民間企業のよいところを吸収しようとする制度です。

内容として、地方公共団体が三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力の価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る制度です。地方自治体と企業が協力して、地方圏への人の流れを創出できるよう、総務省として特別地方交付税措置などの必要な支援を行います。

地域活性化起業人制度は、平成26年度に制度化されました。どのような活動をしているかと申し上げますと、令和4年度における地域活性化起業人を活用する地方自治体は、368の団体です。地域活性化起業人を地方自治体に派遣した企業は、252社です。

そこで次のことをお尋ねします。

（1）在籍している起業人の対象者は、三大都市圏に所在する企業等に在籍している在

籍派遣です。派遣元企業への照会及び選定の方法について、地域活性化起業人制度に基づき、どのような手順で進めているのか、参考資料等があればお尋ねいたします。

次は自席で質問いたします。

○議長（大越勇一君） 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

布袋政策企画課長。

〔政策企画課長布袋哲朗君登壇〕

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、五十嵐議員の御質問にお答えいたします。

地域活性化起業人制度につきましては、議員御指摘のとおり、三大都市圏に所在する企業等の社員を在籍派遣で受入れが可能となっております。

当町では令和4年度派遣に向け、令和3年度に総務省のホームページ、地域活性化起業人を募集する地方公共団体リストに掲載をしまして、地域活性化起業人としてデジタル専門人材を派遣できる企業を募集しておりましたが、残念ながら企業からの応募はございませんでした。そのため、内閣府の地方創生人材支援制度を併用しまして、三大都市圏に所在し、かつ当町が求めるデジタル専門人材の派遣が可能な企業をピックアップし、協議を進めてまいりました。令和3年12月に選定しました企業5社と協議を開始し、1社に絞り込みを行いました。残念ながら企業側の都合により辞退をされております。

その後も、総務省のホームページの地域活性化起業人を募集する地方公共団体リストに掲載し、また内閣府の地方創生人材支援制度を併用して募集をしております。令和4年12月に選定しました6社と協議を開始し、今現在、最終的に1社に絞り、早ければ10月1日から派遣できるよう協議を進めておるところでございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 随分役場では当初から、この制度ができてから間もなくいろいろな対策を取って、総務省とも協議して、人選等いろいろやっています。なかなか派遣元企業が利根町を選んで来てくれないと思いますが、今度、来年1月からデジタル人材1人を確保できて、本当に将来的に明るい展望でございます。

一応通告ですから、順を追って、ダブるところありますけれども時間を取りまして、2回目ですが、町のほうと総務省のほうで選んだ起業人とのマッチング、これなかなか制度がありまして、実際には企業として利根町を選定してくれないのが実態と思います。

この人件費については、特別地方交付税で補填があると思うのですが、これも限度があります。やはり、優秀人材は企業でもかなりの人件費を払っていますので、安い人件費ではなかなか来てくれないので、もし役場のほうでその起業人を選定した場合に、国の制度上の上限の金額より差がある場合は、役場のほうでその人件費を見ると、そういうわけでございますか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） お答えいたします。

地域活性化起業人制度に係ります特別交付税制度でございますけれども、地域活性化起業人1人当たり年間560万円ということでございます。この560万円を超えた場合には、町単独で負担をしなければならないわけでございますけれども、町といたしましては、この560万円の範囲内ということで、企業のほうと協議を重ねてまいりました。

ある企業ではやはり560万円では足りないということで辞退されている企業もございませうけれども、今、最終的に1社残っている企業は、この560万円の中で利根町の意向に沿ったデジタル専門人材の方を派遣していただけるということで今、協議を行っているところでございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 地域の企業派遣の人材派遣と地域おこし協力隊、混同するような感じもしますけれども、これは性格的に別問題ですね。

これは勤務する場合は、役場の庁内に勤務して、今度、共有備品等の補正ありますけれども、あの中で対応するのでしょうか、こういう場合。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） お答えいたします。

地域活性化起業人につきましては、月の半分の日数を勤務していただくという形になってございます。ですので、月の半分は役場のほうに出勤していただいて役場の中で仕事をさせていただき、残りの半分は役場の一室をお貸しして、会議をすることもあるかと思うのですが、一応役場の中に席を設けて派遣していただきたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） いろいろ制度がありますので、これは1人ではなくても2人でもいいわけですね。2人派遣していただいている団体もありますね。

それで、今度の場合はICT、デジタル人材の派遣と思うのですが、国のほうでやっている事業ですが、観光振興とか地域製品の開発、販路拡大とかICTの分野とかあるけれども、デジタル人材以外にも先ほど出ました商店街の活性化、これも専門家の意見を聞くためにはこういった専門職、大きなスーパーなどの経験者の方の派遣も悪くはないと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） お答えいたします。

政策企画課の中では、DXの推進に絡みまして、自治体DX推進計画やマイナンバーに関する申請、そういう部分を考慮しますと、どうしてもデジタル人材、専門的な人材が欲しいということで今回、このような形で募集をさせていただいております。

五十嵐議員おっしゃるとおり、そのほかの分野に関しましても、この制度を活用することができます。利根町以外であれば、複数の自治体で二、三人採っているところもあると思いますけれども、今の時点では今回利根町で募集するのは、あくまでもデジタル専門人

材1人ということで行っておりますので、今後、必要があれば各担当のほうから恐らくそういう話が上がってくるのかなと感じております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 先ほど課長のほうから総務省のホームページのこと出ましたけれども、私もこれいろいろ検討と研究をしました。地域活性化起業人の人数等の増減、推移は、令和4年度について申し上げますと、地域活性化起業人の人数は前年度から223人増加し、618人だそうでございます。かなり増えています。それから、この起業人を活用する市町村数ですが、前年度から110団体増えて、368団体となっています。大分、各市町村とも関心を持ってきたわけです。

それから、地域活性化起業人の年齢構成について見ますと、49歳以下が65.9%、50歳以上が34.1%で、企業としては中堅の人材を派遣する企業が多いようです。企業としても、各市町村に派遣して仕事をするのが誇りです。ですから、優秀な人材を派遣する企業が多いということが新聞等にも出ております。

そして、派遣人数の多い順に申し上げますと、1番目が株式会社JTB、これ旅行会社ですね。あとは、株式会社ジャルセールス37人、ANAあきんど株式会社30人、日本航空株式会社28人、合同会社DMM.com22人、それから有名なソフトバンクからも18名派遣していると。これが、上位の6企業でございます。それ以外でも名の通った企業としては、全日本空輸株式会社8人、クラブツーリズム株式会社7人、西日本旅客鉄道株式会社7人と派遣しております。

こういう制度の中でも、人材派遣会社では五百何十万円ではなくて、かなり大企業は給与がいいから、大企業から派遣されても、受入れの市町村では人件費の補填が容易ではないですね。各企業でも相当な人材を確保して、要請があれば派遣すると。企業と企業は、相当な競争ですよ。

午前中は船川議員の質問で、商業関係ある企業を利根町として誘致したけれども、なかなか外見上は成績が上がっていない、期待したよりは来店数が少ないと。利根町には2社くらいありますが、カスミさんのほうがちょっと来店数が少ないような感じがします。

企業というのは、勝つか負けるかの瀬戸際です。どっちが勝つかです。負けたほうは撤退しかないわけです。あの有名な西武とかそごう、あれも競争に負けたから身売りされてしまいました。天下の三越でも、伊勢丹と合併しましたよね。だから、ブランドとか何か言っていられない。やはり企業というのは、競争に負ければ撤退です。自治体間の競争は、住民サービスをいかに図るかが競争でございます。自治体間の競争はあまり戦いではなくて、情報の出しっこだですよ。そこで、地域活性化起業人のノウハウや知見を起爆剤とするのが最良と思います。これからは、その点の活用です。

課長、これからどんなふうに活用して利根町をスキルアップしますか。その点についての展望とか課題、もしございましたらお答えください。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今回派遣していただける予定をしております地域活性化起業人につきましては、先ほどから申しているとおり、デジタル専門人材の方でございます。この方が、これから利根町がデジタル化を進めるに当たって、計画を立てていく段階でいろいろなノウハウを活用してつくっていくわけですけれども、ここの企業さんは個人を派遣していただけるのですが、会社全体でバックアップをしてくれるような、全体で、チームで利根町の取組をバックアップしていただけるということで、このデジタル関係以外のものにつきましても先日、企業のほうと協力しまして、若者のワガママ会議という会議、研修会のほうも開催してございます。

民間のいろいろな考え方だったり、そういうものを利根町の中に、職員の中に入れることによって、いろいろな発想、町長が期待しているいろいろな発想が出てきたりというふうに考えておりますので、できるだけこの地域活性化起業人の企業さんとも連携しながら、いろいろなことに前向きに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） これからの企業というのは、昔からあるような名門企業、重厚長大企業というのは、あまり発展性はないです。新しい企業、ベンチャー企業、今は新しい発想で起こした企業が相当発展しています。だから、企業の大、中、小は関係なく、その派遣される人材、その価値観、いかにいい人を派遣していただくか、それが最重要でございます。

それから、県内の状況を申し上げますと、これはホームページにありますからよくお分かりだと思いますが、県内の市町村、下妻市が1人、笠間市が1人、桜川市が1人、大子町が2人、境町が1人、全部で6人が派遣されています。

それから先ほど課長の答弁ですと、今、第一番に起業人に期待するのはデジタル関係ですが、それ以外ももし新しい視点からいいのがあれば2人、3人と派遣してもらいたいと思います。

それから、これは地方交付税の措置があるようですけれども、財源の補填の内容ですが、どのくらいの財源の補填があるか、その点お尋ねします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） お答えいたします。

先ほど申し上げました、地域活性化起業人制度に係る特別交付税措置、地域活性化起業人1人当たり年間560万円、こちらを上限に、派遣元企業に負担金として交付する予定でございます。また、地域活性化起業人の受入れ準備に経費を要した場合には、1人当たり100万円を上限に0.5、2分の1の財政措置がございます。当町の場合におきましては、総務省と内閣府のほうのお力をお借りいたしましたので、こちらの特別交付税が算入されるわけではございません。

そのほか、地域活性化起業人が発案、提案した事業に関する経費につきまして、地域活性化起業人1人当たり100万円を上限に、こちら0.5ですので、2分の1の財源措置がございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） そうしますと、国のほうから派遣元企業に560万円が限度、上限ですね。町のほうへは交付税で100万円、100万円が2分の1と、そういう計算ですね。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 地域活性化起業人1人採用した場合は、560万円を上限に交付税措置がされます。募集する経費、地域活性化起業人1人を募集するためにいろいろ企業のほうに足を運んだり、そういった場合の経費について、もしかかった場合には100万円を上限に2分の1が措置されるということです。ですので、利根町の場合はそちらのほうは行っていませんので、該当にはなりません。

通常の起業人派遣を1人来ていただいた場合には、年間560万円のみ財政措置という形になりますので、御理解お願いいたします。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） もし役場のほうで活動して費用がかかった場合は、交付税の措置がありますね。これは年度末に特別地方交付税で加算されると、そういうふうに理解していいのですね。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 特別交付税の算定につきましては、年度内に算定されるような形になります。今回ですと、うまくいけば10月1日から派遣されますので、10、11、12、1、2、3月の6か月ですので、年間560万円のうち、令和5年度分としては280万円、その人件費が交付税として算入されるような形になります。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） この採用する場合には、事務的なやり取りは、総務省と企業と担当課のほうでやるのですね。一々総務省の許認可というのは必要ないのですね。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 基本的には、利根町と企業という形になります。総務省のほうには、その報告をする形で終了となります。派遣を受け入れる際には、事前に総務省のほうに確認をしております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） しっかり新しい視点から起業人を有効に活用して、早く利根町がもっともっと発展するように願っています。これは担当課長の御努力に期待しています。

それから2番目でございますが、今度は地域おこし協力隊についてお尋ねします。

地域おこし協力隊の現状をお尋ねします。今、町はどうなっていますか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 地域おこし協力隊につきましては、地域外の人材を積極的に誘致し、地域に居住して、当町の課題解決のために取組や自ら企画した事業など地域協力活動を行いながら定住・定着を図ることを目的としております。令和6年1月から採用を目指してございまして、本年6月から募集を行っているところでございます。

今年度募集しております地域おこし協力隊の業務内容につきましては、地域コミュニティー活性化に係る活動やスポーツを軸とした健康増進に係る活動を行うスポーツまちづくりコーディネーターを2名、空き家・空き地バンクの運営や利活用に関する活動を行う空き家コーディネーターを2名、計4名を募集してございます。

現在、5名の方の一次面接を終えまして、10月に最終面接を実施する予定でございます。まだ一次面接を終えていなくて応募されている方も何名かいらっしゃいますので、何名応募されて最終的に何人になるかというのはこれからになりますけれども、今、現状はそういう状況でございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） そうしますと、令和5年度の当初予算で、地域おこし協力隊募集事業について、300万円予算化してあります。

この300万円は、特別地方交付税の措置としてあるのですか、その点お尋ねします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 地域おこし協力隊の募集につきましては、特別交付税の算定になりますので、全額特別交付税のほうからお金を頂けるような形になってございます。あくまでも、そこは今、委託して募集をしている経費になります。そのほかに、今年度1月1日から採用する賃金だったり、そういう委託料につきましては、今回の補正予算に計上させていただいております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 今回の補正ですが、これは空き家対策とありますけれども、この300万円の募集の経費は関係ないのですね。この300万円の予算は、現在、国のほうとしては、募集するについて地域おこし協力隊のパンフレット、冊子等を作るということ、あと総務省へ行って研修会とか説明会を受ける場合の費用、こういうのに使えるわけですが、町ではこういう費用は特に使っていないのですね。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 町のほうではパンフレットというよりは、業者委託という形で募集を業者に委託させていただいております。その委託している業者のホームページやその業者の方からお声かけをしていただいて、派遣していただける人材を探していただいたということでございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。



○9番（五十嵐辰雄君） そうしますと、業者は無料で紹介業務をやっているのですか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） お答えいたします。

業者に委託ということですので、委託契約をさせていただいております。ですので、300万円の当初予算の中で、委託契約で募集をかけさせていただいております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） そうしますと、こういった募集する専門の業者に300万円の範囲で委託契約と、それでいい人を開拓してやっていると、そういうふうに理解していいですね。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） そのとおりでございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 随分、役場でも苦勞していますね。だから、一日も早くこの地域活性化の起業人が役場に定着して、いい事業を提案して、だんだん町が発展するように願っています。

それから、地域おこしについても、今回は補正で空き家対策とか専門の方を契約してやると。これは利根町に住民票を異動して、ここに住居を構えて仕事をするのですか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 地域おこし協力隊につきましても、利根町に移住をして活動していただくという形になります。利根町に住民票を移すという形になります。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） そうすると、これは役場の中に席は特にないと思うのですが、自宅で活躍すると。これは定期的に役場のほうへ、布袋課長のところへ業務の報告とか、これはあるのでしょうかね。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 当初、地域おこし協力隊を募集する段階で、委託にするのか、役場のほうに会計年度職員として配置するのかということでもいろいろ検討をしてみました。今回は、あくまでも基本的には委託契約という形になるわけですが、仕様書のほうには月の何回か、ある程度当初のうちは人間関係をつくったりしないといけませんので、まずは利根町の役場のほうにも会議室だったり、そういうところに席を設けて来ていただきまして、一緒に活動していただく。それがある程度できるようになってからは、独り立ちをして、御自分でいろいろな活動をしていただくという形で仕様書を作りまして、募集を行っております。

ですので、最初のうちは役場のほうに来ている回数が増えてくると思っております。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 会計年度職員ですと、やはり保険とか通勤手当、いろいろ社会保険料かかりますよね。かえって委託のほうが経費かからない、そこまで心配する必要はないと思うよね。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 地域おこし協力隊につきましては、報酬のほかに必要経費として、特別交付税措置されている部分がございます。例えば利根町に引っ越してきて居住する家のお金だったり保険とかそういう部分も、ある程度は交付税措置で見られますので、会計年度任用職員だからお金がかかる、かからないというわけではなくて、あくまでも地域おこし協力隊として町で活動しやすい方法はどちらかということ、いろいろ募集する企業さんとも話し合いを行いまして、今回は会計年度ではなくて委託するような形のほうがいいのではないかとということで、募集をかけさせていただいているところでございます。

○議長（大越勇一君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） やはり利根町に来ていただいて、利根町の魅力とかいろいろ活発に活動してもらって、ここへ長く定着していただくことが願望です。そういう意気込みで、これからもよろしくお願いします。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（大越勇一君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を14時15分とします。

午後2時04分休憩

---

午後2時15分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

4番通告、4番峯山典明議員。

〔4番峯山典明君登壇〕

○4番（峯山典明君） 4番通告、4番峯山典明です。本日はお忙しい中、議場へお越しいただきまして、誠にありがとうございます。そして、ユーチューブでライブ配信を御覧の皆様、どうもありがとうございます。

今回、私は大きく分けて三つの質問を行います。一つ目が避難に関する事、二つ目が公共交通、三つ目が公園の美化に関する質問です。いずれも細かいことではありますが、小さなことから一歩ずつ、未来に向けて、よりよい利根町を皆様とともにつくっていったら幸いです。

それでは一つ目の質問を行います。避難所の環境整備について、話し合いの場に女性職員はいるのかどうか。避難所開設の際、常駐スタッフに女性職員は何名いるのか。また、各避難所に何名ずつ配置されているのか。

避難所に避難する際、食べ物・飲物を持参するよう指示されております。避難所にはそれぞれ非常食（飲食物）はどのくらいあるのか。避難所に来られた方には飲食物を提供し、減った分は新たに購入するローリングストックという考え方がございますが、避難されてきた方たちへの待遇について、町の考えを伺います。

以降は自席から質問させていただきます。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、峯山議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、話合いの場に女性職員はいるかについてでございますが、女性視点での防災対策を取り入れるため、今年度より防災危機管理課に女性職員を1名配属いたしました。さらに、当町の防災士で構成している防災士連絡会には女性が6名おり、避難所の環境面の対策や備蓄品を購入する際、意見を取り入れながら、女性と男性のニーズの違いを比較検討し、町の実情に合った対応ができるよう担当課に指示しています。

また、各避難所の女性職員の配備体制についてでございますが、災害時の状況により職員の配備状況は変わりますが、避難所開設等を行う避難教育対策部では女性職員を基本1名配備できるよう、今後編成をしております。福祉避難所開設等を行う福祉対策部では、必ず女性の保健師1名を配備できるよう編成しております。

避難の際の食料や飲物持参のお願いについてでございますが、自助の観点から、ライフライン等が途絶えることを考慮して、おおむね3日分の食料等を備蓄することを推奨しております。これは「防災の手引」や「広報とね」等でも周知しており、その食料を持参していただくということでございます。避難が長期化した場合には、町で備蓄している水、アルファ米、おかゆなどを提供してまいります。また、これらの備蓄品を消費した場合には、町の備蓄目標量を維持できるよう購入してまいります。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 女性職員のスタッフが福祉施設ですと1名いらっしゃるということで、基本1名いらっしゃるということですが、福祉施設以外の各避難所もそれぞれ1名ずつ女性職員がいらっしゃるということでよろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） お答えいたします。

初動の場合は避難教育対策部のほうで避難所の開設を行っていただきますが、今後、避難所開設には1名は必ず配備できるように調整してまいります。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 差し支えなければ、先ほど男女のニーズを比較というお話がありましたけれども、女性職員の女性目線からの御意見などで採用されたものがあれば、お答

えお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 女性目線での考え方で、町長よりも先ほど答弁ありましたけれども、指示をされておりますので、今後、来年の予算編成に向けて、そういった意見、また防災士さんの中にも6名ほど女性がいらっしゃいますので、避難所の対策等、女性目線、視点での考え方をお聞きしまして検討していきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 女性、男性問わず、避難所開設に関する話合いの場、意見交換の場というものは年何回ぐらいございますか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 今回も6月にここで避難所開いたのですが、そのときは避難所にいらっしゃらなかったのですが、そういったとき問題点等があれば我々の防災危機管理課のほうに情報が上がってくるようになっておりますので、そういったことも検討に入れながら、来年度予算編成に向けて検討していきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 先ほど3日分の食料は持参していただくというお話でしたけれども、防災グッズといいますか、防災リュック、そちらの内容がそれに該当するということでしょうか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 先ほど町長のほうから答弁もありましたが、我々町のほうで、災害のときの持ち出し袋としまして、非常食だったり、飲物だったり、最低3日分はそろえていただいて持ち出し袋に入れていただけるように、また常備薬とか、非常のときにはそういったものを持ち出していただくように推奨しておりますので、災害時にはそれを持って逃げていただくというのが今、町で推奨していることなので、ぜひそういったものを備蓄していただけるとよろしいかなと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） こちらの持ち出しの3日分の食料、防災グッズ、防災リュックもそうですけれども、避難所が実際開設されると、防災無線でこのようなものを持ってきてくださいという指示が出たときに、中には誤解される方がいらっしゃいます。飲物・食べ物を持っていかなければいけないのかと。急いで慌てて避難しなければいけないときに飲物・食べ物を持っていくのは大変だよ。特に御高齢の方や体が不自由な方ですと、急には準備できないということでちょっと誤解される方もいらっしゃいますが、もし何も持たずに避難所を訪れた場合、備蓄品から提供していただけるということでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 食料を持参してこなかった場合には、食料を配布、備蓄品の配

布を行うことは対応しております。

それと参考というか、この間避難訓練のときに、女性職員、土のう作りというのをやってもらったのですが、すばらしかったですよ。若い男性職員に負けないぐらい早かったというのがあって、女性でも土のうを作れる、そういうふうになっています、役場は。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 恐らく質問通告外と言われてしまうかもしれませんが、今の町長の答弁、ちょっと興味が湧いてしまいましたので、土のう作りというのは基本、1人男性だったら何分ぐらいでできるものなののでしょうか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 時間的なものは測ったことありませんが、今回このような訓練を見ていまして、男性並みに時間的に作れる、女性も頑張るって作れるということではよろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 今回、女性職員の常駐に関して質問させていただいた理由と申しますか、実際6月に大雨が降って、冠水場所も幾つかできて、本当に災害はいつ起きるか分からないという状況の中、避難所開設、そして避難所の環境というのは日頃から準備しておかなければいけないのかなと痛感しております。

その中で実際、避難所、災害時、どのような問題があるかという話につながるのですが、避難所は雑魚寝になることもありますし、私も一回文化センターで訓練があったときにテントをつくるということもやったのですが、なかなかプライバシーが確保されなかったり、本当にストレスを抱えていくような状況にありますので、様々な問題が起きていきます。

中でも過去の話ですけれども、阪神・淡路大震災、そして東日本大震災のときに、当時はまだニュースにはなっていなかったのですが、数年たってから女性に対する大きな問題というものが報道されるようになってきております。その報道されるようになってきた問題というものは、女性が何か困ったことに直面したとき、なかなか相談する相手がいないということです。男性相手だとなかなか相談しにくい、そして相談するにも恥ずかしいというものがあるので、相談相手として女性職員が必要だということです。

そして、二つ目の問題が一番大きいのですが、暴力というものが行われます。避難所の災害時の暴力には、環境不備型の暴力と対価型の暴力があります。環境不備型の暴力には、避難所の共有スペースで男性が隣に寝に来る、体を触る、毛布の中に入ってくる、着替えや授乳をのぞく、強制的性交、強制的性交未遂、盗撮などが起こる。対価型の暴力では、支援することと引換えに性行為やキスを迫ったりするものがあるとのことです。阪神・淡路大震災、そして東日本大震災では実際に起きている問題で、被害者が相談しづらい状況にあったと、東日本大震災女性支援ネットワークの調査報告書には記載されておりました。

このような避難所生活での女性の暴力を未然に防ぐためにも、避難所開設の際に女性の

意見は取り入れていただきたいということから、今回質問させていただいております。

利根町は、先ほど答弁にございましたが、既に女性職員がそのような意見を申す場において、男女のニーズの違いを比較して、よりよい環境を整えるために、今、実際に運営に当たっているということなので安心しました。

しかし、やはり人事異動というものがありますので、今後どうなるか不透明ということもありますので、町長にお尋ねしたいのですが、人事異動が今後行われたとしても、防災危機管理課に女性職員1名配属ということは継続していただけるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） この女性1人危機管理課に配置したのも私ですし、女性の視点という言葉もずっと前から使っていて、避難所は、議員おっしゃるとおり、女性の視点もあるだろうということも話していましたが、それで入れたわけですから、これからもずっとそういうふうに。足りないぐらいですね。人が人数決まっていて雇えないですけれども、その中でも女性を危機管理課には何名か入れていこうと。

そして、議員も御承知のとおり、防災講演会、近々行います。これも女性の講師でありますし、私がトップセミナーに行ったときに講演してくれた先生を呼んで今回やるわけですが、すばらしい先生ですので、ぜひいらしてください。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 今回、女性職員の常駐ということと備蓄品について質問しておりますけれども、今、世界的に災害や紛争の被災者に対する人道支援活動のために策定された人道憲章と人道対応に関する国際的な最低基準として、スフィア基準というものがございます。このスフィア基準は、被災者の権利と支援活動の最低基準を定めたものなので、当然、被災者の食料安全の保障もうたっております。災害が起きたときに利根町の避難環境、そして非常食を含めた備蓄に関しては、また別の機会に質問させていただきます。

それでは二つ目の質問に移らせていただきます。

小さな二つ目ですが、布川地区コミュニティセンターには冷水機、自動販売機、ともに今はありません。避難所に指定されている布川地区コミュニティセンターには冷水機、自動販売機は必要だと考えます。

布川コミュニティセンターへの冷水機、自動販売機の設置を検討していただけるかどうか、町の考えを伺います。

○議長（大越勇一君） 弓削生涯学習課長。

○生涯学習課長（弓削紀之君） 冷水機、自動販売機の設置についてお答えいたします。

冷水機の設置につきましては、衛生上、管理の都合などにより、現在、設置しておりません。また、今現在、設置する計画はございません。

自動販売機の設置につきましては、3年前まで施設内に1台設置してありましたが、自動販売機の設置には設置料及び電気使用料が設置者の負担となることや飲料水の売上げの

状況により、撤去されているところがございます。しかしながら、近年の気温の上昇などで、利用者の水分補給は必要と考えます。一度は撤去されておりますが、自動販売機の設置を飲料水メーカーに再度働きかけていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 冷水機についてお尋ねいたします。

冷水機は衛生上というお話ですが、これは新型コロナウイルスの観点から、飛沫感染を防ぐということで衛生上ということなののでしょうか。

○議長（大越勇一君） 弓削生涯学習課長。

○生涯学習課長（弓削紀之君） 今まで新型コロナの影響もあり、あとは水を設置してその水の消費によって水が悪くなるような、そういうことも考えられますので、今現在は設置しておりません。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 自動販売機を再度設置していただけるということですが、その時期は決まっておりますか。

○議長（大越勇一君） 弓削生涯学習課長。

○生涯学習課長（弓削紀之君） これから飲料水メーカーのほうに状況を話しまして、働きかけていきたいと思っております。

3年前撤去というのも、新型コロナの影響で施設が利用中止になり、利用数が減りまして、買っていただく数も少なくなったところも一つの原因と考えています。今、コロナが5類になりまして下火になって、また施設利用者も若干増えているところから、そういうことを飲料水メーカーに話して設置を呼びかけたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 売上げが落ちて、利益のことも含めて撤去があったということですが、すけれども、水分、飲物というものは人の命に関わるものですので、なるべくなら利益だとかそういうものは度外視して設置していただきたい、設置を続けていただきたかったなというのが正直なところですよ。

布川地区コミュニティセンターが自動販売機なかったの、冷水機もないので、どこが一番近いかなと探したのですが、約270メートル離れたお店の入り口に設置されていたものが一番近かったです。どうしようもなく水が飲みたくて、のどが渇いた状態で炎天下270メートル歩くというのは、本当に御高齢の方は大変なのかな、つらいと思っております。今まで熱中症で倒れる方が出なかったことが救いだと思っております。

地方自治法の第244条で、普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利益に供するための施設を設けるものとあります。この施設が、実際公共施設になるわけですが、福祉は幸福や生活の安定のことを指していますので、公共施設とは、住民の幸せや生活の安定を増進する目的でその利用に役立つようにするための施設であると、

地方自治法の第244条で定められていることとなります。公共施設に自動販売機を設置するということは何らおかしいということはありませんし、逆に、熱中症予防だとか命のことを考えれば、日頃から設置していただきたかった、続けていただきたかったと思います。

ふだん役場の中を歩いていると、職員の皆さんが自動販売機で飲物を買う姿をよく見ますけれども、これが当たり前なのかなど。公共施設の中に自動販売機があつて、利用者がのど渴いた、飲物飲みたいというときにいつでも飲物を買える環境、これが公共施設の当然の姿かなどと思って、今回、質問させていただきました。

それでは次の質問に移らせていただきます。

こちらも避難に関するものですが、御高齢の方は台風や豪雨による災害が予想される際、避難方法に不安を抱えていらっしゃる方がいます。指定されている避難所までの道が冠水することも予想されます。

町が推奨する避難方法、今後の避難計画というものがあれば伺います。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） お答えいたします。

まず、台風や豪雨による災害に関しての避難でございますが、気象情報などから警報級相当の大雨になるかは事前に予測ができますので、基本的には大雨になる前に、避難に時間のかかる方を対象とした警戒レベル3、高齢者等避難を発令いたします。

実際に、今年6月の台風2号接近に伴う梅雨前線の影響による大雨の対応では、土砂災害を警戒し、防災行政無線、エリアメール、町ホームページ、行政アプリ、町情報メールで避難発令を行いました。また、土砂災害警戒区域内に居住している避難行動要支援者の方に福祉対策部から電話連絡を行い、連絡が取れなかった方については直接訪問し、大雨になる前に避難情報提供等の対応を行っております。

高齢者等の独り暮らしや高齢夫婦の世帯が増え続ける中、地区とのつながりが大切であり、家族や御近所の方との助け合いが欠かせないと考えております。日頃から近所の方々で避難をする際には一緒に避難をしましょうなど、避難方法を決めておくのも効果的であり、共助の部分が重要となってまいります。

また、町が推奨する避難方法としましては、町民の皆様には、我が家のマイ・タイムラインの作成をお願いしております。これは、台風や大雨による風水害に対し、一人一人の家族構成や生活環境に合わせて、いつ、誰が、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災計画となります。事前に行動を決めておくことで、災害時の避難行動の迅速化が図られるため、逃げ遅れゼロに向けた効果が期待できると考えております。

マイ・タイムラインを昨年度から各戸配布してまいりまして、今年度6月21日には各区の代表者の方々、防災士連絡会の方々に、マイ・タイムラインの作成講習会に御参加いただきました。この講習内容は各区に持ち帰っていただき、広く周知してもらえようようお願いしております。



また、町ホームページと広報でも周知を行っており、今後についてもマイ・タイムラインの普及に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 先ほど避難指示のときにレベル3というお話だったのですが、ホームページですと、例えば牛久に避難するぐらいの大規模な水災害が予想される場合は、利根川の押付観測所で警戒レベル4、氾濫危険推移7.8メートルに到達したときに指示発令のタイミングとなっておりますが、レベル3とレベル4、どちらになるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 今回は利根川の増水はなかったものですから、大雨になる可能性が高いということと、大雨になった場合土砂崩れの警戒がありましたので、その辺でレベル3、高齢者等避難を発令させていただきました。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 早めの避難を促すという意味での防災無線など、また行政アプリ、様々なものがございますが、今、皆さん窓を閉め切ってエアコンで部屋の中を涼しくしてということもありますし、今、窓の性能がすごくよくなってきていて、遮音設備がついている窓もございます。

そうすると、防災無線聞こえなかったりするのですが、その場合の対策は何かございますか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 先ほども答弁させていただきましたが、防災無線のほかに、エリアメール、町ホームページ、行政アプリ、情報メール等で今回も避難発令をしておりますので、そちらで察知していただければと考えております。

ただ、防災無線については、引き続き行っていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） ホームページを拝見しますと、早めの避難を促すことによって渋滞は起きないというお話ですけれども、例えば牛久に避難しなければいけない水災害が起きた場合、ルートは五つでよろしいですか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 推奨しているルートはございますが、今回の大雨のときに、龍ヶ崎とか冠水されていたようなところがございました。ああいう雨が降る前に……。

利根川の水位が上がるといったときは、群馬の上流のほうでかなりの大雨が降った場合に利根川増水してまいります。その辺で警戒したときに、利根町ではそれほど雨は降っていないと考えています。前回のときにはこの辺で大雨が降ったのでああいう状況になりましたが、利根川が決壊するような増水するときには、こちらにはそれほど降っていないと私

は考えておりますので、そのときは冠水がない状態で避難ができると考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 群馬の上流のほうだとか埼玉県で大雨が降って水位が上がってきているとき、利根町ではそこまで高くないというところで、皆さん危機感というものがまだまだそんなに高くなっていなくて避難することをちゅうちょしてしまったりということがあると思います。

そうすると、最終的に逃げ遅れてしまうということにつながってしまうのですが、早めの避難を促すという意味でも、その伝える方法、周知の方法というのは、マイ・タイムラインもそうですけれども、各自治会に対しての出前講座だったり、あとは広報の周知、そして行政アプリなどに頼らざるを得ないのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 周知の方法ですが、今年度、11月に地区と合同で防災訓練を予定しております。これ区のほうにも今呼びかけているところで、今回の訓練では、ちょっと時期的にあれですが、水災害、利根川の増水の際の防災訓練を行います。そのときに時系列で、警戒レベル2だったり、3だったり、4の段階の避難発令をしながら、地区の皆さんがどう動いていただけるかということのを訓練でやりたいと思っておりますので、そのときに皆さん参加していただけると、非常にありがたいなと今思っているところです。そのために、区のほうには一戸一戸区長さんに対して呼びかけを行っているところです。

我々、利根川の水位を見るときには栗橋の観測所を基本に見ているところですが、実際に押付の水位観測所ではこれだけの数字に来たら避難発令をするというデータはありますけれども、それに来る前に栗橋の水位が伸びているのか、落ちてきているのか、その辺の判断で、押付の水位に達する前に前もって判断させていただきたいと考えております。

栗橋から大体押付に来るまでに、6時間から約8時間水位の上昇についてはかかってきますので、その間で避難ができる時間が取れると考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 個人でホームページからライブカメラでその栗橋の観測所を見て、事前に避難される方がいらっしゃったとしても、避難指示が出るまでは、牛久の避難所は開設されないということよろしいですか。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） そのときにもよりますが、栗橋の状況で判断をしていきますので、そのときは町長だったり私だったり、牛久のホットラインがありますので、その辺で呼びかけて、牛久で避難所開設していただけるようにお話をさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 本日の午前中の質問の中でも町長答弁されておりましたが、私たち議員も、マイ・タイムラインにしろ、早めの避難にしろ、周知、告知、宣伝ということをやっけていかないといけないのかなと思っております。今後も引き続き、安心・安全のまちづくりのために、行政と協力しながら、早めの避難、そして避難所の環境改善というものに力を尽くしていきたいと思っております。

それでは次の質問に移らせていただきます。

ふれ愛タクシーは、龍ヶ崎市の済生会病院、関東鉄道竜ヶ崎駅に行くことができます。目的地である済生会病院、関東鉄道竜ヶ崎駅までに途中下車したり、済生会病院、関東鉄道竜ヶ崎駅付近を目的として運行する際の幅広い活用を検討していただけるかどうか、町の考えを伺います。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） ふれ愛タクシーにつきましては、龍ヶ崎市や既存の公共交通事業者と協議し、現在、龍ヶ崎市の済生会病院、関東鉄道竜ヶ崎駅へスポットで乗り入れをさせていただいております。

新たな乗り入れ先や途中下車につきましては、既存の公共交通である民間路線バスや民間タクシー会社等の営業区域となっておりますので、再度、龍ヶ崎市や既存の公共交通事業者と協議が必要となってまいります。

昨年7月にJAとりで総合医療センターへの乗り入れ開始いたしました。その際にも取手市をはじめ、既存の公共交通事業者との協議を行い、乗り入れております。

民間路線バスや民間タクシー会社の経営を妨げないよう、慎重にふれ愛タクシーの運行地域を設定する必要があるがございます。

一方で、移動が困難な町民の交通手段を確保する上で、ふれ愛タクシーからほかの路線バス等との乗り継ぎがしやすいように、ほかの交通機関と連携を図りながら、運行ルート等につきましても検討してまいりたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 龍ヶ崎市のコミュニティバスや関東鉄道のバスとの乗り入れが最優先ということによろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今、2か年で公共交通を作成しているわけですがけれども、その中で今考えているのが、龍ヶ崎方面と取手、あとはアンケートの結果次第にはなると思いますけれども、藤代駅の方面も重要な部分だと思っております。あともう一つ、忘れてはいけない我孫子の布佐駅ですか、この四つがどうにか乗り入れがうまく接続ができるような形、また、民間事業者のほうといろいろ協議しながら、その交通網をどういうふうにするのかというのを利根町の中で決めていかないと、なかなかその接続に関しましても決まりませんので、その辺についてアンケート調査を行ったりしている最中でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 公共交通に関する質問をしますと、毎回、公共交通会議のお話が出てきますけれども、これは協定ということでよろしいのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今、活性化協議会という形になっておりますが、こちらのほうは法定協議会という形になってございます。主なメンバーには、大学の先生だったり、知識経験者だったり、民間事業者も当然入っております。町民の方も入っておりますし、公共交通を利用されている方も入っていただいております。そういう方々から幅広く御意見をいただいて、今の利根町の公共交通、利根町で行っているのはふれ愛タクシーと福祉バスなわけですけれども、それ以外に民間のバス、またタクシー、それ以外に福祉のほうでやっている部分もございますので、それらを全て包括して考えまして、どうにか利便性の高い公共交通計画にしていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） ぜひ利便性の高い公共交通実現をお願いしたいのですが、この公共交通問題、2019年から質問何回かさせていただいておりますが、今、2023年です。公共交通会議の議事録を拝見したのですが、これは年2回の開催でよろしいですか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 昨年度までは公共交通会議ということで、年2回の開催でございました。今年度から地域公共交通活性化協議会と名称を変えまして、今年度はもう少し回数が増えていくかと思っております。来年度はさらに多くの会議を開催いたしまして、その後町民の方に説明会等を実施して、町の公共交通計画をお示ししたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） この会議の議事録を拝見しますと、補助金の話が出てきて、フィーダー関係の補助金ですよね、利根町が実際受けるとしたら。こちらの補助金を受けるのに、例えば令和7年度補助金を受ける場合、令和6年9月末までに計画を策定しておかなければいけないとあるのですが、今現在の計画、アンケートの実施を含めて、令和7年度補助金を受けられるような状況にあるのかどうか、伺います。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 会議の中で、県のほうからそういう話が出てまいりました。実際には公共交通の計画をつくった後に、その後に実証実験を行うなど、いろいろな予算が絡んでくると思われます。

ですと、この計画をできるだけ町としましても早くつくりたいのはやまやまなのですが、意見も集約しながら、町民の方の意見を聞きながら策定しなければなりません。

ですと、まずはこの計画がないと補助金も受けられない状況なので、この計画を策定

するのに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 県のほうからも話があって、早く策定したいというお話なので、町長の政治理念もありますけれども、スピード感を持って早く取り組んでいただけたらなと思います。

それでは最後の質問に移らせていただきます。

2年前、利根っ子公園に「ごみ持ち帰り」の啓発ポスターを設置していただきましたが、ラミネート加工したものをひもで結び付けただけのものだったため、強風によってすぐ剥がれてしまい、いつの間にか設置されなくなってしまいました。今年度、まち未来創造課に改めて相談したところ、啓発ポスターを設置していただきましたが、利根っ子公園のごみの状況や啓発ポスター設置について引継ぎはあったのかどうか。そして、今後どのような対応をされるのか、伺います。

また、各課において、地域住民の方からの依頼や要望を受けた際、どのように記録を取っているのか、担当が替わった際の引継ぎはどのように行われているのか、伺います。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 現在、公園内のごみにつきましては、原則持ち帰りに御協力をいただいております。公園内に掲示しております「ごみ持ち帰り」の啓発ポスターは必要に応じて掲示しておりますが、現在のポスターはラミネートで加工したもので強度が弱いため、新年度予算において「ゴミ捨て禁止」のプレート看板をアルミ複合板等の耐久性のある素材で作成し、必要に応じて各公園への設置を検討しております。

また、利根っ子公園の「ごみ持ち帰り」啓発ポスター設置について引継ぎがあったかでございますが、文書によりポスターを設置した旨の記録がファイリングされており、引継ぎはございました。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） お答えさせていただきます。

各課において、住民の方から依頼や要望を受けた際、その内容にもよりますが、重要な案件や他課との調整等が必要なものにつきましては、担当者だけではなく課内において情報共有が必要と思われまますので、対応について記録として残してございます。また、対応について決裁を要するような場合には、文書起案することにより、経緯が分かるよう処理しております。

また、区長要望や年2回実施しております「広報とね」での町長への手紙の取扱いにつきましては、総務課で受付後、担当課へ回付の上、対応等に関する回答書を作成し、総務課より回答してございます。

異動などにより担当者が変更になった場合には、利根町職員服務規程第13条の規定に基づき、主査以上の職員にあっては事務引継ぎ書を作成することとなっております。また主任以

下の職員につきましては所属課長の承認があれば口頭にて引継ぎを行うことも可能ですが、実際には事務内容等が多岐にわたることから、事務引継書を作成の上、後任者へ伝達する機会が多いかと思われます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） まず、まち未来創造課に伺います。

先ほど引継ぎはありましたということですが、「ごみ持ち帰り」の啓発ポスターは一度張っていただいたのですが、その後強風で剥がれてなくなってしまった。その都度公園を見て、なくなっていたらまた担当の方にお話ししてつけてもらうということが何度か繰り返してあったのですが、つい昨年ぐらいから結構張られていない間隔が長かったのですが、実際引継ぎはあったということなので、これは要望の仕方、内容というものをもっとうまく継続して、今後も公園チェックしてポスターが剥がれているようでしたらまた設置していただけないかというような内容の要望でしたら、継続してやっていただけたのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 今後は、公園、遊具の点検を毎月行っておりますので、その際看板のほうも併せて点検を行って、取れているかどうか確認して、継続して掲示していきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 利根っ子公園もそうですけれども、もえぎ野台の公園も、そして四季の丘の公園も、特に四季の丘の公園、ごみ箱は設置されているのですが、なぜかごみが散乱していることがありまして、このごみ問題、本当に町全体の問題としてこれから取り組んでいかないと、景観だとか美化の観点からもイメージダウンにつながってしまうのかなと思っております。

役場から早尾台、羽根野台に続く道を歩いていると、たばこのポイ捨ても結構多いです、散歩の方とか。なので、子供のお菓子のごみ袋だとかペットボトルだけでなく、大人も関係する問題だと思っております。こちらについては、町全体の美化の問題として、また改めて質問させていただければと思います。

引継ぎに関してですが、その書類自体は、実際何年保管はされるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） 区長要望と町長への手紙につきましては、5年保存しております。利根町職員服務規程第13条の規定による引継ぎの場合には、ちょっと今、年数は記憶ないのですが、多分長期で保存しているものと思われます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 長期といいますのは、5年ぐらいですかね。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） ファイリングの基本的基準の中で、1年未満、1年、3年、5年、長期という形で保存年限が決められておるのですが、長期の場合には一生とっていただいて、下の倉庫限りがありますのでよっぽど入らないときには処分されてしまうと思いますが、取りあえず今のところは長期で保存するようになっていると思われま

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） もしお電話で何か町民の方から要望がありまして、それを実際に役場の方がすぐ動いてくださって解決したとします。

そうすると、どのような形で報告をされるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） 他課の場合には私ははっきり分からないのですが、総務課とか私が今までおった課におきましては、住民の方から何らかの要望とか苦情があった際には、その場で対応できるものについてはその場で対応して、上司に報告しています。解決しない場合には課内で協議しまして、長期間にわたる場合であれば当然文書で引き継いでいくと、今までそういった体制を取ってきております。ほかの課についても同様だと思われま

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） すぐ解決した内容だとしても、それは書面で記録取って、こういうことがありましたということを実課で実際確認して記録するということはありますか。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） その案件によるかと思いますが、本当にささいな要望などもございますので、それを保存しておくとな書量もかなりになってしまいますので、本当に大事なものが逆に見つからなくなってしまうのかなという心配もありますので、単純に解決できるものについてはなるべく保存しないで、解決したものについてはそのままということで、解決しないとか本当に引き継いでいったほうがいいなと思うようなものについては、当然それは引き継いでいくべきかなと思っております。全部の課の調査とか、総務課としては実際やっておりません。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 町長に伺いたいのですが、その引継ぎ内容に関しては、今後マニュアル化するという予定はございますか。今の総務課の内容が、例えばいい引継ぎの方法だなといった場合、それらをほかの課にマニュアル化して伝えるということはあるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 先ほど総務課長が言ったとおり、服務規程がありますので、そのとおりやっていきたいと思

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君）　今回は引継ぎの内容ということですが、どうしても人事異動というものがあまして、担当の課が替わると、前の方はやってくさったけれども新しい方はそうではないということをよくお話を聞きます。これは本当に職員の方の日頃の努力で、御好意なのかなと思っております。一生懸命頑張って町の方の要望を必要以上に取り組んでくださる方もいらっしゃれば、本当に要望されたことだけをされる方もいらっしゃいまして、そこはすごく裁量によるところが多いと思いますけれども、そこも含めて記録として、例えば職員のある人がこのような要望を受けて、実際やった内容はこれですと。それが継続してやってほしいという要望で、では次年度引継ぎましようとなったときに、それが少しでも内容が薄くなってしまうと、前の方はやってくれたのにな、新しい方はちょっととなってしまうので、担当替えというのは住民の方にとってはすごくリスクあるのかなと思っております。

そこで今回も質問させていただいたのですが、住民の方、区長さんがいらっしゃれば区長要望として上げますけれども、区長さんがいらっしゃらない地区もたくさんあります。その場合どうやって要望を伝えればいいのかというのがありまして、方法としては、町長へのお手紙があつて、メールがあつて、電話があつてだと思ひますが、そこは担当が替わつても、人事異動があつても、同じように住民の方を思つて対応していただけたらなと思ひます。

今回、質問大きく分けて三つ、細かく分けると五つありました。その中でも、スフィア基準のお話だったり、女性目線の避難所のお話だったり、ほかにも様々なことがまだまだ課題山積みだなと思ひました。今回は本当に限られた時間60分の中で五つの質問をしなければいけなかつたので、また改めて別の機会に、今回質問し切れなかつたこと、今回の答弁でいろいろお話を伺つて改めて出てきた課題、そして私が気づいたことも含めて、12月議会以降また質問させていただければと思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（大越勇一君）　峯山典明議員の質問が終わりました。

---

○議長（大越勇一君）　以上で本日の議事日程は終了しました。

次回の本会議は、明日9月7日の午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

午後3時08分散会